



田辺・弁慶映画祭 コンペティション作品 応募約款

田辺・弁慶映画祭実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、田辺・弁慶映画祭（以下「映画祭」という。）を実施するにあたり、応募作品の取り扱い等について疑義が生じないように、以下のとおり、約款を定めます。応募のあった作品については、以下の内容に同意・承諾されたものとみなしますので、必ずご確認の上、お申込みください。

第1条 [オンラインでの応募]

動画共有サービス（YouTube もしくは Vimeo）を通じ、限定公開、パスワード保護、プライベートリンクなど一般からは視聴できない方法でアップロードし、映画祭ホームページにあるオンライン応募フォームから作品データ URL、その他必要事項を入力し、応募するものとします。なお、アップロードの際、誤って一般公開の設定でアップロードしないようご注意くださいとともに、誤ったアップロードにより発生し得る問題について、実行委員会は責任を負わないものとします。

- 2 エントリーフォームに記載した作品データの URL は、応募後に URL の変更、削除、また、公開期間の設定や制限を行わないものとします。万が一、変更、削除してしまった場合は、速やかに事務局に連絡を要するものとします。
- 3 作品を応募する際は、動画共有サービス内において広告の表示、収益化の設定を行わないようご注意ください。

第2条 [応募作品データの管理・保管]

応募された内容については、実行委員会に保管・管理を委ねるものとし、実行委員会においても十分注意し、取り扱いを行います。ただし、審査過程の中で不測の事故などがあった場合、当実行委員会は責任を負わないものとします。

第3条 [映画館等やインターネット上での公開]

コンペティション部門への応募作品は、未公開の作品を対象としています。応募作品が「公開」されている場合、「第18回 田辺・弁慶映画祭 コンペティション部門 作品募集要項」の応募要件に該当しないため、ご注意ください。また、映画祭において入選や受賞された作品には、次のとおり「公開」が制限される場合があります。

- 2 入選作品は、映画祭開催まで、映画館等や動画共有サービス上で、一般の方向けに公開を行わないでください。ここでいう「入選作品」とは、コンペティションに係る選考を通過し、映画祭において上映される作品（以下、「入選作品」という。）のことを差します。
- 3 映画祭受賞作品には、田辺・弁慶映画祭セレクションとして東京都及び大阪府での劇場上映権が贈呈される予定のため、当該イベントまでは公開を行わないものとします。ここでいう「受賞作品」とは、入選作品として映画祭会場で上映され、田辺・弁慶映画祭セレクションで上映する権利を有する作品のことを差します。

第4条 [映画祭上映作品の保管・管理・使用]

入選作品の上映用 DVD、Blu-ray Disc、DCP のいずれかの素材（以下「上映用素材」という。）は、実行委員会に無償で預けられ、その上映・保管・管理を実行委員会に委ねるものとします。入選作品における上映用素材は、映画祭開催期間後、上映用素材の提供者に返却するものとします。また、入選作品は、映画祭終了後であっても、実行委員会が主催または企画する上映イベント等において、実行委員会は原則無償で使用できることを予め承知するものとします。なお、使用の際は応募責任者にその旨を事前に通知するものとします。



第5条 [映画祭広報資料の提供]

入選作品の監督・責任者は、映画祭のプログラム、ポスター、プロモーションビデオ、オフィシャルサイト、その他の宣伝・広告・キャンペーンなどに必要な資料（作品映像・写真・イラスト・肖像・経歴・紹介文・台本・脚本・解説記事等）を実行委員会に対し無償で提供・協力するものとします。

第6条 [著作権]

作品に登場する人物・施設等の肖像権や、作品に原作がある場合の使用権、音楽をはじめ、写真、小説、漫画、シナリオ、映画、テレビ、ラジオ、その他著作権を主張できる一切に関しては、権利者に許諾を得るか、問題を解決した上で応募するものとします。万が一、上映した作品において第三者から権利使用、損害賠償などの著作権を主張された場合、応募責任者がその全ての問題の対処、解決する義務を負い、実行委員会は一切関知しないものとします。

第7条 [特別上映]

選考を通過しなかった応募作品についても、映画祭における招待作品、または実行委員会が主催又は企画する映画祭以外の上映イベント等において上映の対象となる場合があります。その際は応募責任者にその旨を事前に通知するものとします。
